

社会福祉協議会は、以下の高齢者サービスを行っています。

### 車いすの貸出

病气やけが等で一時的に車いすが必要となった方にお貸しいたします。

社会福祉協議会、区民事務所などのほか、区民の皆様の協力で、区内に車いすステーションを配置しております。(要介護2以上の方は介護保険制度をご利用ください)

**問い合わせ** 台東ボランティア・地域活動サポートセンター  
☎3847 - 7065



### 紙おむつの交付

おむつを必要とする在宅の方に紙おむつを差し上げます。

#### 対象者

介護保険申請中の高齢者の方、身体障害者手帳3～6級又は愛の手帳3～4度の方、もしくは申請中の方でいずれも緊急・短期的に必要な方。(病院に入院中の方や、区から紙おむつ又は購入券の支給を受けている方を除く)

**問い合わせ** はつらつサービス ☎5828 - 7541

### 訪問理・美容サービス券の支給

在宅で理容または美容が受けられるサービス券(利用料補助券)を差し上げます。

#### 対象者

理容店または美容店に出向くことが困難な在宅の方で、以下のいずれかに該当する方(入院中、施設入所の方を除く)

- (1) 介護保険で要介護4・5の認定を受けている、外出困難な方
- (2) 身体障害者手帳1・2級の方及び愛の手帳1・2度の方
- (3) 東京都重度心身障害者手当を受けている方

**自己負担額** 1回 1,000円

**問い合わせ** はつらつサービス ☎5828 - 7541

## 住宅用火災警報器設置助成

住宅用火災警報器(煙式)1台の設置助成をいたします。(委託業者による設置)

### 対象世帯

次のいずれかに該当する世帯

(1) 65歳以上の高齢者のみの世帯

(2) 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者がいる世帯

※公的住宅・福祉施設等に居住、区・火災安全システムの貸与を利用している、有効に作動する火災警報器を既に設置している世帯は除く

### 自己負担額

1,000円

### 問い合わせ

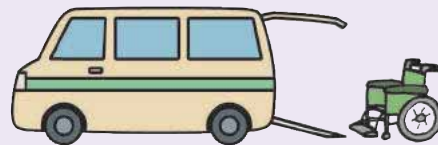
はつらつサービス ☎5828 - 7541

## 福祉キャブの貸出

高齢や心身の障害などで、外出に大きな制限を受ける方のために車いすで乗車できる自動車(福祉キャブ)をお貸しします。通院やレクリエーションなどの時にご利用ください。

なお、運転者は原則として各自で確保していただきます。

運転手が確保できない場合はご相談ください。



### 費用負担

ガソリン代は実費負担です。

### 問い合わせ

台東ボランティア・地域活動サポートセンター ☎3847-7065

## 家事介護サービス

住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、地域の皆さん(協力会員)の有償ボランティア活動により自立を支える在宅福祉サービスです。

※介護保険外のサービスです。

### 対象者

65歳以上の高齢者や障害のある方で、家事介護サービスを必要とする方

|         | 家事援助サービス  | 介護援助サービス  |
|---------|---|---|
| サービス内容  | 洗濯・掃除・食事づくり・買物・話し相手・散歩の付添等  | 通院介助・身辺介助・食事介助・外出介助等  |
| サービス利用料 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平日(月～金・土)<br/>(1時間) …700円</li> <li>● 休日(日曜・祝日・年末年始)<br/>(1時間) …770円</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平日・休日<br/>(1時間) …1,050円</li> </ul> |

### 問い合わせ

はつらつサービス ☎5828 - 7541

## 身の回り応援サービス

電球・蛍光灯の交換、近所への買物など30分以内で終了し、専門的な技術を要しない、緊急性、継続性、危険性のない軽易な活動を、地域の有償ボランティアが行います。

**対象者** 65歳以上の高齢者のみの世帯、障害者のみの世帯

**利用料** 30分以内300円(土・日・祝日・年末年始を除く)

**問い合わせ** はつらつサービス ☎ 5828 - 7541



## 配食サービス

高齢者向けの食事をご自宅までお届けするサービスです。

**対象者** 65歳以上の高齢者や障害のある方で配食サービスを必要とする方

|      | 昼 食                                       | 夕 食                                       |
|------|---|---|
| 費用負担 | 1食 400～450円<br>(1食あたり区から170円)<br>助成しています。 | 1食 400～580円<br>(1食あたり区から170円)<br>助成しています。 |
| 利用日  | 365日対応                                    | 365日対応                                    |
| 配達時間 | 9時30分～12時30分の間                            | 15時～18時の間                                 |

- ・安否の確認をするため、食事のお届けは手渡しを原則としています。
- ・ご希望により、おかゆ・きざみ食にも対応いたします。栄養バランスの良い献立となっています。

※特別食あります(カロリー調整食、たんぱく質調整食等)

昼食・夕食(530～710円)

- ・調理・配達は業者に委託しています。
- ・ご利用には、会員登録が必要です。職員がご自宅に訪問いたします。
- ・費用負担は変更する場合があります。



**問い合わせ** はつらつサービス ☎ 5828 - 7541

## 不動産担保型生活資金（東京都社会福祉協議会の事業）

将来にわたり住み慣れた我が家での生活を希望する低所得の高齢者世帯に対して、現在お住まいの家と土地を担保として生活資金の貸付を行う制度です。



### 貸付を受けられる方

(以下のすべての条件を満たしている方)

- ・現に居住する自己所有の不動産(土地・建物)があること
- ・世帯の構成員が原則として65歳以上であること
- ・配偶者または親以外の同居人がいないこと
- ・区民税非課税程度の低所得世帯であること
- ・不動産に賃借権、抵当権等が設定されていないこと
- ・土地の評価額が概ね1,500万円以上の一戸建ての住宅(集合住宅は不可)

### 借入に必要な担保

- ・不動産を担保にするため根抵当権設定などの登記をします。
- ・推定相続人の同意及びその中から連帯保証人が1名必要です。

### 貸付の内容

- ・貸付限度額は担保となる土地評価額の70%
- ・貸付月額は個別に設定(ただし、月30万円以内)
- ・利率は年3%か長期プライムレートのいずれか低いほう
- ・貸付金と利子は貸付契約終了時※に一括償還。
- ・貸付元利金が貸付限度額に達した場合は、貸付が停止されますので、借入計画は慎重に立ててください。

※貸付契約の終了は次のいずれかの事由が生じた場合とします。

- 借受人が死亡したとき
- 東京都社会福祉協議会会長が貸付契約を解約したとき
- 借受人が貸付契約を解約したとき

問い合わせ 生活支援室 ☎5828 - 7547

## 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分でない方に、福祉サービスの利用手続きや、日常生活費の預貯金の出し入れなどのお手伝いをします。

### 内 容

- ・福祉サービスの利用援助  
…福祉サービスの利用手続き・利用料支払手続き等
- ・日常的な金銭管理サービス  
…公共料金・家賃等の支払手続き等
- ・書類等の預かりサービス  
…実印・権利証などの重要書類のお預かり



### 費用負担

|   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスの利用援助</li> <li>・日常的な金銭管理サービス</li> </ul> | 1回1時間まで800円<br>（通帳を預かる場合は、さらに1か月800円）<br>※1時間を越えた場合は30分までごとに400円加算 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・書類等の預かりサービス</li> </ul>                        | 1か月800円  |

※上記利用料のほか、利用者宅からサービス提供機関や金融機関等に出向いた際に生じた交通実費は利用者の負担となります。

問い合わせ 権利擁護センター「あんしん台東」 ☎5828 - 7507

## 財産保全管理サービス

判断能力はあるが、高齢（おおむね60歳以上）や身体的障害のため、日常の金銭管理が困難な方に、預貯金の出し入れなどのお手伝いをします。

### 内 容

- ・日常的な金銭管理サービス  
…公共料金・家賃等の支払手続き等
- ・書類等の預かりサービス  
…実印・権利証などの重要書類のお預かり



### 費用負担

|              |  |
|--------------|--|
| 日常的な金銭管理サービス | 1回1時間まで800円<br>（通帳を預かる場合は、さらに1か月800円）<br>※1時間を越えた場合は30分ごとに400円加算 |
| 書類等の預かりサービス  | 1か月800円  |

※上記利用料のほか、利用者宅からサービス提供機関や金融機関等に出向いた際に生じた交通実費は利用者の負担となります。

問い合わせ 権利擁護センター「あんしん台東」 ☎5828 - 7507

## 福祉サービスに関する苦情の受け

福祉サービスの利用に関しての疑問や苦情を受け、より良い福祉サービスが受けられるよう支援いたします。

現在受けている福祉サービスについて苦情や不満をお持ちの場合は、まずサービスを提供している事業者に出すことが原則ですが、

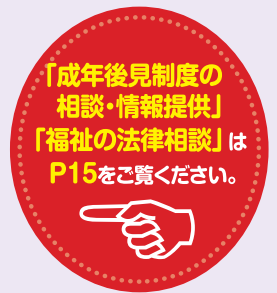
「苦情を誰にどう申し出たらよいかわからない。」

「事業者が誠意を持って対応してくれない。」

「苦情を申し出たが、話し合いがつかない。」…等お困りの方はご相談ください。

職員がその内容をお聞きし、専門の機関におつなぎします。

**問い合わせ** 権利擁護センター「あんしん台東」 ☎ 5828 - 7507



8

社会福祉協議会のサービス



台東区社会福祉協議会  
キャラクター はっぴい